

無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

- 一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）の無線設備のうち周波数分割複信方式を用いるものの受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。

（第二十四条関係）

- 二 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除くものであつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものうち二又は三の搬送波を同時に送信するものに限る。）の無線設備の技術基準を定めること。

（第四十九条の六の五及び別表第二号関係）

- 三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超

え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）の無線設備のうち周波数分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。（第四十九条の六の九及び別表第一号関係）

四 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。